



三木市 吉川町

合併協議会だより

平成16年9月22日発行

第6号

残暑を吹き飛ばせ!!それっ!1、2、3!!

残暑もまだまだ厳しい中、三木市では8月28日にNHK夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会、吉川町では9月5日に第32回町民体育祭が行われました。

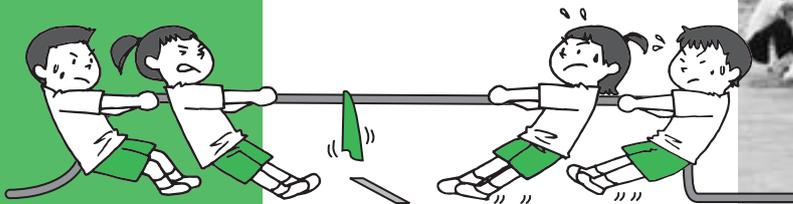
NHK夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会

三木山総合公園陸上競技場で開催されました。早朝にもかかわらず市内外から3千人を超える参加者が集まり、ラジオ体操の後、お笑い芸人「トライアングル」が司会を務める「ダイスDEジャンケン」などのアトラクションで盛り上がりました。



第32回町民体育祭

吉川町の総合中央活動センターグラウンドで、町民2千人が参加して開催され、リレーや綱引きなど16の種目を町内9のチームに分かれ、競い合いました。また、今年は2006年の「のじぎく国体」のPRを兼ねた新種目「る・る・る・国体こたえはどっち」も登場、充実したひとときを過ごしました。



目次

- 第6回合併協議会の結果報告 2
- 第7回合併協議会の結果報告 3
- 合併協定項目の協議状況 6
- 協議会からのお知らせ 6

第6回

合併協議会が開催されました

8月26日に三木市教育センターで第6回三木市・吉川町合併協議会が開催されました。会議では、協議事項7件について協議されました。

協議事項

第5回協議会で提案された事項について、協議が行われました。

協議第25号

地方税の取扱いについて

地方税に関する次の事項について協議され、承認されました。

- 1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

- 4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。

- 6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

協議第26号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分に関する取扱いが次のとおり承認されました。

- 1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考

慮し、公正に取り扱う。

協議会での主な質疑 意見

【質問】新市における定員適正化計画について。

【回答】合併後は、両市町の職員の定年等の動向を調査し、退職勧奨も考慮した計画となるため、中長期的なものになる。

協議第27号

各種事務事業（情報公開）の取扱いについて

各種事務事業のうち情報公開に関する取扱いが次のとおり承認されました。情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

協議会での主な質疑 意見

【質問】三木市における個人情報保護条例の内容について。

【回答】三木市においては、個人のプライバシーにかかわることを本人が情報の開示を求める場合は、請求することができると。また、他人の情報についても正規の手続きを踏めば、生年月日や住所が記載された選挙人名簿や住民登録などを閲覧できるが、目的が相応しくないものであれば、拒否することができるということも定められている。

協議第28号

各種事務事業納税関係の取扱いについて

各種事務事業のうち、納税関係の取扱いが次のとおり承認されました。吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。

協議第29号

各種事務事業人権（同和）対策関係事業の取扱いについて

- 1 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。
- 4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
a 吉川町のあったかいつてこちよい祭は、三木市の市民じんけんの集いに統合する。
a 吉川町のあったかいつていいな大会は、三木市人権・同和教育協議会の各地区人権・同和教育推進協議会の研究大会に位置づける。
- 5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

6 隣保館については、現行のとおりとする。

■協議第30号

その他必要な事項の取扱い(その1)について
その他必要な事項の取扱いについて、次のとおり承認されました。

- 1 投票所については、現行のとおりとする。
- 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- 3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 借地については、合併までに解消に努める。

協議会での主な質疑、意見

【質問】吉川町の借地については、合併までに解消に努めるとあるが、その見込みについて。

【回答】借地の内容について、現在調査中であり、合併時の買収状況について、はっきり言えないが、可能な限り買収に努めていく。

【質問】借地の解消に向けて、合併後の期限を設けてはどうか。

【回答】合併までに解消に努めるため、最大限の努力をするということでご理解賜りたい。

■協議第31号

住民説明会について

合併協議に係る住民説明会の開催について協議され、承認されました。

※住民説明会は、10月後半から11月中旬にかけて行われる予定です。三木市は公民館単位、吉川町は小学校単位で開催されることとなります。

協議会での主な質疑、意見

【質問】説明会の実施主体について。

【回答】主催は、三木市、吉川町、三木市・吉川町合併協議会の三者とする。

提案事項

第7回協議会で協議される次の協議項目について提案がなされました。

■提案第32号

一部事務組合等の取扱いについて

■提案第33号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)について

■提案第34号

各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

■提案第35号

各種事務事業(水道事業)の取扱いについて

■提案第36号

各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて

■提案第37号

新市建設計画について

第7回

合併協議会が開催されました

9月2日、三木市教育センターで第7回三木市・吉川町合併協議会が開催されました。

会議では、協議事項6件について協議、承認されました。

協議事項

第6回協議会で提案された事項について、協議が行われました。

■協議第32号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等に関する取扱いについて協議され、承認されました。

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。

■協議第33号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)について

保健衛生関係事業に関する取扱いが次のとおり承認されました。

1 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。

2 合併処理浄化槽設置整備補助事業

については、合併時に三木市の制度に統一する。

※三木市の合併処理浄化槽設置補助事業については、吉川町と調整のうえ、平成16年度中に県制度の変更に併せて見直しされます。

3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】吉川町における水洗便所等改造資金融資あっせん制度に係る利子補給の現在の件数について。

【回答】15年度実績で61件、80万円。この1、2年は年間60件程度で推移している。

■協議第34号

各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いが次のと

おり承認されました。

1 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。

2 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし継続事業については、現行のとおりとする。

3 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。

4 農業振興関係については、次のとおりとする。

ae, 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。

ae, 農業振興助成事業については、合併時に再編する。

ae, 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

ae, 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。

ae, 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

5 山田錦の館については、現行のとおりとする。

6 農業集落排水事業については、次のとおりとする。

ae, 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

ae, 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

ae, 吉川町の水洗便所等改造資金融資あつせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あつせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】 水田農業構造改革対策（転作）における米の生産目標数量の配分を統一する目的について。

【回答】 平成18年度を目標としている。

【質問】 合併後の山田錦の館の管理・運営（自治体職員の派遣の引き上げ等）のあり方について。

【回答】 同館の今後の運営状況を見て適切な管理・運営を検討していきたい。

【質問】 吉川町の地力増進事業は、ぜひ継続していただきたい。

【回答】 合併後の農業振興助成事業については、地力増進事業を含めて再編を検討している。

協議第35号

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

水道事業の取扱いが次のとおり承認されました。

1 水道料金については、合併時に三

木市の制度に統一する。

2 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

3 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】 平均家庭の水道料金と、両市町での料金格差について。

【回答】 全国1家庭夫婦子ども2人の家庭では、1ヶ月平均23〜24¹の水を使用しており、2ヶ月分の使用料としては、三木市が5,670円、吉川町が9,660円で3,990円の差がある。

【質問】 10億円の基金の用途について。

【回答】 両市町の水道料金の格差を調整したい。

【質問】 水道料金の値上げと職員の勤務の実態について。

【回答】 水道事業については、これまで県下でも一番健全経営をしてきたことも事実であるが、全体的に水需要が減退してきたこともあり、年間1億円の赤字が出ている。今後、赤字の累積をなくす目的で、議会とも調整を図りながら料金改定を考慮していかねばならない。また、組織のあり方については、さらに厳しい人員管理を行って参りたい。

【意見】 水道料金の格差を是正していただく調整案をまとめていただいたことに感謝したい。

【質問】 水道料金が値上げになる話は、いつ頃具体化されるのか。

【回答】 議会に提案、説明をしていないので、時期は未定である。今後、十分議会でご審議いただくことになる。

【質問】 三木市民にとっては公共料金が上がることに不安を感じているが、住民説明会の際には住民の理解ができるようにお願いしたい。

【回答】 水道料金の改定については、あくまで現段階の赤字を解消するためのものであり、合併が原因ではない。

協議第36号

各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて

下水道事業の取扱いが次のとおり承認されました。

1 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。

2 受益者負担金については、合併後5年を目的に三木市の制度に統一する。

3 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

4 水洗便所等改造資金融資あつせん制度については、平成18年度から三

木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】合併後は、現三木市が利用している加古川上流浄化センターで旧吉川町の下水も処理されることになるのか。

【回答】合併後もそれぞれの施設で処理されることになる。

【質問】なぜ、コストの高い吉川町の浄化施設を合併後も継続するのか。

【回答】吉川の処理場から加古川の処理場へつなぐことは、今日極めて困難であり、既存の施設を有効活用せざるを得ない。

【質問】下水道の普及について、どのような方法で呼びかけや啓発を行っているのか。

【回答】資金的には融資あっせん制度を設け、広報みきなどでPRしている。

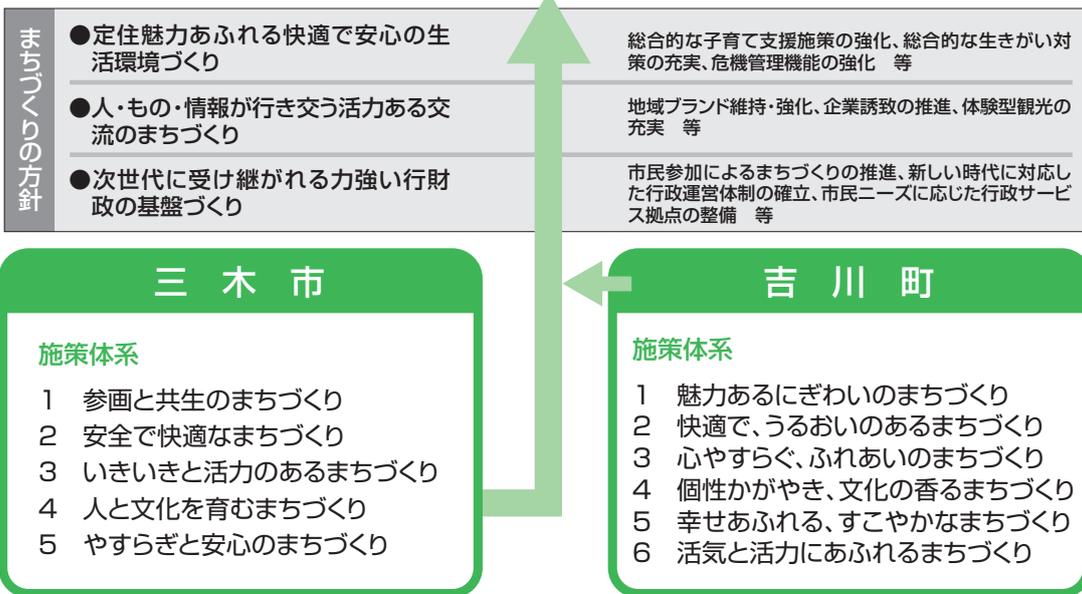
■協議第37号

新市建設計画について

新市建設計画については、今後財政計画が盛り込まれることや県事業などとのすり合わせが必要のため継続審議となりました。

新市建設の基本方針（総括）

10年後にだれもが「合併してよかった!」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくり



提案事項

第8回協議会で協議される次の協議項目について提案がなされました。

■提案第38号

各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについて

■提案第39号

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて

■提案第40号

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

■提案第41号

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

■提案第42号

各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについて



Information

協議会からのお知らせ

●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

- 三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
- 吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口

●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開発しています。合併に関する最新情報を随時お知らせしますので、ご利用ください。

ホームページアドレス

▶▶▶ <http://www.miki-yokawa-gappei>

今後の会議開催スケジュール

- 第8回三木市・吉川町合併協議会の日程について
日 時：9月27日(月) 午後1時30分より
会 場：吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室
- 第9回三木市・吉川町合併協議会の日程について
日 時：10月15日(金) 午後1時30分より
会 場：吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

編集・発行

三木市・吉川町合併協議会

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)

TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

■E-mail jimu@miki-yokawa-gappei.jp

■ホームページ <http://www.miki-yokawa-gappei>

合併協定項目の協議状況 平成16年9月2日現在

■基本的協議事項		
1 合併の方式	承認	H16.4.23
2 合併の期日	承認	H16.4.23
3 新市の名称	承認	H16.4.23
4 新市の事務所の位置	承認	H16.4.23
5 財産及び債務の取扱い	承認	H16.4.23
■合併特例法に規定されている特例の協議事項		
6 議会議員の定数及び任期の取扱い		
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
8 地方税の取扱い	承認	H16.8.26
9 一般職の職員の身分の取扱い	承認	H16.8.26
10 地域審議会の取扱い		
11 新市建設計画	継続審議中	
■その他必要な協議事項		
12 特別職の職員の身分の取扱い		
13 条例、規則等の取扱い	承認	H16.4.23
14 事務機構及び組織の取扱い		
15 一部事務組合等の取扱い	承認	H16.9.2
16 使用料、手数料等の取扱い	一部承認	H16.6.22
17 公共的団体等の取扱い		
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
19 町、字の区域及び名称の取扱い	承認	H16.4.23
20 市町の慣行の取扱い		
21 国民健康保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
22 介護保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
23 消防団の取扱い	承認	H16.7.22
24 各種事務事業の取扱い		
1 情報公開の取扱い	承認	H16.8.26
2 防災関係の取扱い		
3 国際交流事業の取扱い		
4 納税関係の取扱い	承認	H16.8.26
5 情報システム事業の取扱い	承認	H16.7.22
6 情報関係事業の取扱い		
7 広聴広報関係事業の取扱い		
8 交通関係事業の取扱い		
9 障害者福祉事業の取扱い		
10 高齢者福祉事業の取扱い		
11 児童福祉事業の取扱い		
12 その他各種福祉制度の取扱い		
13 健康づくり事業の取扱い		
14 人権(同和)対策関係事業の取扱い	承認	H16.8.26
15 社会福祉協議会の取扱い		
16 保健衛生関係事業の取扱い	承認	H16.9.2
17 農林水産関係事業の取扱い	承認	H16.9.2
18 商工観光関係事業の取扱い	承認	H16.6.22
19 都市計画関係事業の取扱い		
20 建設関係事業の取扱い		
21 水道事業の取扱い	承認	H16.9.2
22 下水道事業の取扱い	承認	H16.9.2
23 市町立学校等の通学区域の取扱い		
24 学校教育関係の取扱い		
25 社会教育関係の取扱い		
26 イベント関係の取扱い		
27 行政区自治会行政連絡機構関係の取扱い		
28 塵芥処理の取扱い		
25 その他必要な事項の取扱	一部承認	H16.8.26